

大和州市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和州市条例第18号

大和州市税条例等の一部を改正する条例

(大和州市税条例の一部改正)

第1条 大和州市税条例(平成2年大和州市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第10項に次の1号を加える。

(7) 法附則第15条の8第4項 3分の2

(大和州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和州市税条例の一部を改正する条例(平成26年大和州市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第9項の改正規定を次のように改める。

附則第9項を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

9 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ

る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- (3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- (4) 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第5項中「附則第9項」を「附則第9項第1号」に改め、「ついて」の次に「適用し、同項第2号から第4号までの規定は、平成28年度分の軽自動車税に」を加える。

附則第6項及び第7項中「附則第9項」を「附則第9項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大和州市税条例附則第10項第7号の規定は、平成27年4月1日以後に新築される法附則第15条の8第4項に規定する賃貸住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。